# 議事概要

藤沢市政策会議を次のとおり開催した。

755.00 1 1 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	と次のとのが用住した。
会議名	平成30年度第7回 政策会議
開催日	2018年(平成30年)8月2日(木)8:30~9:52
場所	本庁舎6階 庁議室
出席者	鈴木市長,小野副市長,宮治副市長,平岩教育長
	(政策会議委員)
	総務部長,企画政策部長,財務部長,防災安全部長,市民自治部長,生
	涯学習部長,福祉健康部長,保健所長,子ども青少年部長,環境部長,
	経済部長,計画建築部長,都市整備部長,道路河川部長,下水道部長,
	市民病院事務局長,消防局長(欠席),教育次長,教育部長,議会事務
	局長(欠席),監査事務局長,農業委員会事務局長,選挙管理委員会事
	務局長(欠席)
議事	(1)議題(審議事項)
	1 浜見保育園アスベスト事案に対する今後の対応について(案)
	(子ども青少年部)
	(2)報告・情報提供等
	ア 藤沢市ワーク・ライフ・バランス推進労使宣言(案)について(総
	務部)
	イ 平成30年度第2回幹部会議の開催について(企画政策部)
	ウ 「災害時福祉ボランティア事前登録制度」の創設について(防災
	安全部)
	エ 市民と市長との意見交換の実施及び郷土づくり推進会議委員と
	理事者との懇談会の結果について(市民自治部)
	オ 藤沢市「平成30年7月豪雨」被災地支援活動報告について(福
	<b>祉健康部</b> )
内容	1 開会
	2 市長あいさつ
	3 議事
	(1)議題(審議事項)
	1 浜見保育園アスベスト事案に対する今後の対応について(案)
	(説明者:子ども青少年部長)
	□子ども青少年部長から,資料に基づき概要説明が行われた。
	≪内容≫
	平成30年5月25日に,藤沢市石綿関連疾患対策委員会から受領
	した最終報告書を受けて検討した, 浜見保育園アスベスト事案に対

- する本市の今後の対応案について報告するもの。
- ※本事案に対する補償・給付金額及び割合等については、口頭で補 足説明あり。

(資料4ページのレントゲン撮影機会へ参加した当時の在園児への検診手当と交通費として一定額(4千円),資料5ページの治療費として保険診療における一部負担の実額,休業補償として賃金センサスの80%をもとに算出される金額,給付金として100万円,資料6ページの見舞金として1万円。)

# ≪主な意見等≫

- ○資料5ページのエ 補償・給付制度の実施方法等の本事案に起因性がないと判定されるとあるが、判定する主体はどこか。また、他の発症原因が考えられない場合には、給付金を支給しますという表現が、わかりにくい。
- ⇒判定・認定部会が判断する。本事案に起因性があれば、各種治療費を補償、起因性がないと判断した場合も完全に本事案との関連性が全くないとも否定できないということで、他の発症原因、他の場所でのアスベスト暴露とか、明らかな原因がある場合は除くが、全部否定されるものでない場合には給付金を想定している。
- ○表現がわかりにくいのではないか。
- ⇒ご意見は参考にする。
- ○訴訟との関係がわかりにくい。資料4ページの(3)補償・給付制度のイ補償制度を設ける根拠(ア)本市の法的損害賠償責任(民事責任)の所在について,最終的には訴訟で確定されると思うが,(ア)と(イ)の法的責任にとどまらない本事案の被害発生に対処すべき行政的な責任との関係性がわかりにくい。最終的に訴訟に発展するのか,若しくはいきなり訴訟になるのかはわからないが,まずは市としての考え方を示して,最終的には訴訟で起因性があるのかないのかをゆだねるということか。
- ⇒最終報告書の考え方に沿ってもうけた記載事項である。基本的には 訴訟にゆだねるのではなく,訴訟になる前の段階での制度設計であ る。本来であれば裁判で確定するものだが,保育園という施設で行 政的な責任があるなど,これまでの市の言明に基づく対応である。 本来,裁判で確定したことを制度設計する方が明確だが,そうした 負担をかけずに事前対応を図ることが今回の制度趣旨である。
- ○補償の実施の考え方についても,これまでの訴訟例を参考に金額算 定しているのか。

- ⇒アスベスト関連の先行事例としては、「さしがや保育園(東京都文京区)」の事例がある。その先行事例についても訴訟にゆだねるのではなく補償制度を設けているものであるが、このような給付金や見舞金についてはないものである。
- 〇給付金や見舞金については、本市の考え方によるものか。</br>
- ⇒最終報告書をもとに本市で考えたものである。
- 〇当時の在園児が全て確定していない中,資料6ページの見舞金制度 の部分に,在園事実の判定について記載しているが,補償・給付制 度の項目にも記載する必要があるのではないか。
- ⇒藤沢市石綿関連疾患対策委員会部会長会議においても,委員から同様の意見が出たものである。アスベスト関連疾患を発症したと申し出たときに,在園の判定に時間がかかってはいけないという意見である。担当課も参加する判定・認定部会を立ち上げるが,申し出があった場合に速やかに判断できるようにあらかじめ基準をもうけるものであるが,見舞金制度の項目だけでないこともあり得ると想定している。
- ○記載する方がよい。
- ○今後のスケジュールで、10月25日に政策会議で制度案を最終決定とある。このようなケースは、専門家からの意見や対策委員会等で内容を図り、理事者調整のうえ保育課で起案し意思決定すると思う。例えば総合指針のようなものは、政策会議で議論し決定していくという認識である。
- ⇒意思決定事項としての重要な施策にあたるかあたらないか。企画政 策部と当該部で協議をしていただきたい。
- ○訴訟関係の確認である。責任の所在がどこにあるのか訴訟で明確に なると思うが、事前に本補償制度の中で公費を支出するうえで、批 判を浴びるようなことにならないのか。
- ⇒「さしがや保育園(東京都文京区)」の件では、最終的な裁判の判決ではなく、途中和解によって関係児童に一人当たり10万円を支払うものである。公費支出は、法的な根拠によるものではなく、政策的に判断したうえでの支出となる。その支出が不適切という訴訟も可能性として考えられるが、仮に訴えられれば今回の考え方を主張していくということになる。
- ○資料6ページ,今後のスケジュールの12月の項目表記については,表現の修正をいただきたい。

# (2)報告・情報提供等

ア 藤沢市ワーク・ライフ・バランス推進労使宣言(案)について (説明者:総務部長)

□総務部長から,資料に基づき情報提供が行われた。

# ≪内容≫

藤沢市ワーク・ライフ・バランス推進労使宣言は、採択後10年近くを経過しており、この間の社会情勢の変化等にあわせ、改めて宣言を採択するため、7月19日から27日までの期間で実施した職員の意見集約結果について報告するもの。

≪主な意見等≫ なし。

イ 平成30年度第2回幹部会議の開催について

(説明者:企画政策部長)

□企画政策部長から、資料に基づき情報提供が行われた。

## ≪内容≫

平成31年度予算編成方針の示達等を行うため、藤沢市庁議規則 (平成21年規則第3号)第10条各項の規定に基づき開催することについて報告するもの。

≪主な意見等≫

なし。

ウ 「災害時福祉ボランティア事前登録制度」の創設について (説明者:防災安全部長)

□防災安全部長から、資料に基づき情報提供が行われた。

## ≪内容≫

大規模災害時において、保健福祉や語学に関する資格や経験等を有した市民等に、市民センター・公民館に開設される福祉避難所(一次)で運営支援等のボランティア活動を行っていただくことを目的とした「災害時福祉ボランティア事前登録制度」を創設することについて情報提供するもの。

# ≪主な意見等≫

- ○制度概要について、表中の登録要件8及び9は内容が違うものか。 ⇒修正する。
- 〇三者協定の関係で確認である。事前登録した保健福祉ボランティア については、災害時にボランティアセンターが立ち上がった後、ボ

ランティアセンター経由で各センター・公民館に配置されるのか。

- ⇒市管轄での活動を想定している。
- 〇福祉健康部の指揮本部において全体の把握·調整を行うということ か。
- ⇒発災時には、福祉ニーズ把握等のうえ活動となる。
- 〇地域で資格を有している方に活躍して貰うという趣旨·意図は大変 重要である。福祉健康部、保健所の指揮本部において、当事者から 直接ご意見をもらいにくい部分もあると思うが、資格者を含め当該 資格関係団体、福祉健康部、保健所職員が所属している団体等との 十分な意見交換及び調整をしていただきたい。
- エ 市民と市長との意見交換の実施及び郷土づくり推進会議委員と 理事者との懇談会の結果について

(説明者:市民自治部長)

□市民自治部長から,資料1~3に基づき情報提供が行われた。

# ≪内容≫

今後実施する市民と市長との意見交換及び郷土づくり推進会議委員による地区間交流会に係る概要について情報提供するとともに, 2018年4月9日から5月24日まで実施した各地区の郷土づくり推進会議と理事者との懇談会の結果について報告するもの。

## ≪主な意見等≫

- 〇地区間交流会開催の企画はよいと思う。市民と市長・理事者との懇談会について、現時点で日時場所等は未定であるが、可能な限り出席いただき、事務局だけでなく幅広く地域の様子を把握していただきたい。特に防災、地域福祉など、各地区に共通するテーマについては、地域の実情に即した施策の参考にもなる。
- オ 藤沢市「平成30年7月豪雨」被災地支援活動報告について (説明者:保健所長)
- □保健所長から、資料に基づき情報提供が行われた。

## ≪内容≫

愛媛県からの要請により、7月20日から27日までの間、「平成30年7月豪雨」被災地支援として愛媛県宇和島保健所に職員を派遣した活動内容について報告をするもの。

## ≪主な意見等≫

○市街地は被害を受けていないが、車で20分移動すると、山がせま

- り,至る所で、山が崩れていた。住民の皆様は、大変な思いをしながら生活を取り戻しつつあった。地区によって、土砂災害数件、浸水数件と被害のバラつきがあり、被害を受けた皆さんの心境も複雑であった。本市においても、日ごろから意識しているが、自助、互助の大切さを伝えることが重要であると再認識した。情報共有の方法なども考える必要を感じた。訪問調査では、公衆衛生状況把握だけでなく、被災者の生活状況に密着した状況把握、土木部門等への情報伝達も必要である。
- 〇派遣された職員の皆様,暑い中大変お疲れさまでした。愛媛県の中村知事から,直接私(市長)にも御礼の電話もあったので申し添える。

## 4 その他

- ○環境部からのお知らせである。打ち水を明日8月3日(金)16時 30分から本庁舎駅側の広場で実施する。前回の総務主管者会議で も周知している。当日は、経済部の協力により朝どれ野菜を配布す る。8月11日(土)元気バザールのPRも兼ねて実施するもので ある。環境部では、カブトムシ40匹も用意している。30分程度 であるが、ぜひご参加いただきたい。目的は、地球温暖化対策、省 エネである。
- ○使用するのは雨水か。
- ⇒雨水である。打ち水で、上水道を使うのはルール違反である。
- 〇雨水利用のPRになればよい。
- ⇒サンパール広場など,人通りがある場所で開催していた時は,多く の子どもたちにも参加していただいた。
- ONHKを視聴していたが、台風関連の避難準備情報に係る画面表示について、県内他市は避難場所施設名の情報が表示されていた。本市の避難施設は、設置数が多くあることなどの理由かもしれないが、画面に表示されていなかった。視聴者にとっては、自宅等から近くの避難場所を確認できるメリットがある。また、情報発信については、市のホームページのトップページに避難準備情報がなく、2クリックしないと確認できない状況だった。緊急時等の情報発信及び市民への周知手法等については、防災情報に限らず各部局で十分検討いただきたい。
- 〇市民からの投書・意見で、強い口調で意見や権利主張をされる高齢 者が多くなった印象である。これらをどう捉え、これからの高齢社

内容	会への対応をどうしていくのか考えた時, 市民対応がある全ての部
	局で対応を考えないといけない。高齢者の特徴を踏まえた親切丁寧
	な対応や研修が必要である。
	○「認知症の取扱説明書」,「老人の取扱説明書」という2冊の書籍を
	紹介する。参考にしていただきたい。
	5 閉会
1	